

アジア新興国 中国とベトナムの 保険業を取り巻く競争法の執行状況

主席研究員 佐藤 智行

目 次

1. はじめに
2. アジア新興国の競争法・保険業法整備状況
3. 中国
 - (1) 競争法制
 - (2) 保険法制
 - (3) 保険業への競争法執行状況について
 - (4) 中国に関するまとめ・考察
4. ベトナム
 - (1) 競争法制
 - (2) 保険法制
 - (3) 保険業への競争法執行状況について
 - (4) ベトナムに関するまとめ・考察
5. おわりに

要旨

本邦企業は、今後の人口減少問題等に対応すべく、経済発展の目覚ましいアジア新興国への進出を加速させている。経済発展に伴う市場経済化により、これら国々では、経済取引ルールの競争法が順次整備されてきている。保険業も当然にその競争法の対象となり、競争法の整備されたアジア新興国の中では、中国およびベトナムの保険業において、実際に競争法執行（摘発）の対象となった事件が発生している。

保険業、特に損害保険業はその事業特性に由来して共同行為が取られることがあり、わが国では合法的な共同行為が法令により明示されているのに対して、中国およびベトナムではその共同行為の合法・違法の線引きは必ずしも明確ではない。

両国の保険市場は経済発展段階に典型的な過当競争状態にあるため、事業特性から求められる共同行為の許容範囲を超えて、低収益対策による一定の利益確保を目的とした共同行為＝価格協定が一部で行われ、競争法による摘発の対象となっている。

中国およびベトナムの保険市場に進出する際には、このような競争法リスクに巻き込まれないためにも、相手国の競争法制、保険法制、および過去の保険業に対する競争法執行事例を確認しておく必要がある。

1. はじめに

本邦企業は、わが国の将来的な人口減少に対処すべく、今後の安定的な人口増加¹、経済成長²、産業化進展が見込まれるアジア新興国³にその活路を見出そうという動きを活発化させている⁴。本邦保険会社も、アジア新興国に進出する本邦企業の現地保険手配ニーズに呼応して現地進出するとともに、今後のわが国国内市場の縮小に対処せざるを得ないという同様の理由から、それら国々の営業活動で収益を挙げようとしている^{5,6}。

アジア新興国では、競争法・独占禁止法が経済発展における市場経済の規律の必要性から次第に整備されてきており、当然ながら進出する本邦企業もその適用の対象となる。アジア新興国で徐々に整備されつつある競争法は、その歴史が浅いだけに先例や解釈指針が乏しく不明確な分、恣意的運用がされやすいという指摘がある一方で、競争法執行の強化という世界的な潮流がある中で、アジア新興国においても競争法執行は厳格に行われようとしている。その点で、進出企業は、恣意的運用や執行強化のもとで摘発されるかもしれないという競争法リスクを抱えることとなる。

保険業は、リスク平準化の必要性から求められる共同保険性や、損害統計の共同作成のための契約条件の統一、円滑な共同保険および消費者の理解の混乱防止等のために求められる保険約款協定などの事業特性を有し^{7,8}、競争法リスクに遭遇する可能性が高い業種である⁹。このような保険業が、競争法が近年施行されたアジア新興国の中で摘発

¹ 国連の人口推計 (United Nations, “World Population Prospects: The 2012 Revision” (June 2013)) によると、本レポートで取り上げる国々の 2015 年から 2020 年にかけての人口増加率は、中国が 2.23%、ベトナムが 4.84%となっており、わが国の 1.13%減少と対比的になっている。

² IMF の推計 (IMF, “World Economic Outlook” (April 2015)) によると、日本の成長率推計は 2015 年が 1.0%、2016 年が 1.2%であるのに対して、アジア新興国のうち中国は 2015 年が 6.8%、2016 年が 6.3%、ベトナムは 2015 年が 6.0%、2016 年が 5.8%となっている。同報告書では、「アジア、太平洋地域は引き続き、世界の成長のリーダ役である (と目されている。)」と述べている。(53-54 頁)

³ IMF, “Regional Economic Outlook”の Emerging Asia の分類によれば、アジア新興国として、中国、インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイおよびベトナムが定義されている。

⁴ 経済産業省の海外事業活動基本調査によると、わが国企業の海外現地法人企業数は全世界で 2009 年に 1 万 8,201 社あり、このうち 62%に相当する 1 万 1,217 社がアジアに置かれていた。その後の 2013 年では、わが国企業は全世界に 2 万 3,927 社の現地法人を持つようになり (2009 年比 31%増加)、このうちアジアに現地法人が置かれたのは 66%に相当する 1 万 5,874 社であった。アジアに現地法人を置くわが国企業数は 2009 年から 2013 年の 5 年間で 4,657 社、比率にして 42%増加したことから、いかにわが国企業のアジア進出が旺盛かが分かる。

⁵ 金融庁官民ラウンドテーブル国際展開作業部会「わが国企業・金融機関の国際展開の拡充にむけて」2013 年 5 月 13 日、4 頁

(<http://www.fsa.go.jp/singi/kan-min/kaisai/20130513/04.pdf> 2015 年 7 月 7 日確認)

⁶ 本邦保険会社の海外、特にアジア進出状況については、日本保険学会平成 23 年度全国大会のシンポジウム「グローバル化と保険会社の海外進出」における 4 名の発表者からの報告内容が参考となる。要旨を次の URL から閲覧可能。<http://www.js-is.org/resources/h23/abstract/h23sympo.pdf> (2015 年 7 月 7 日確認)

⁷ 公正取引委員会事務局『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』(大蔵省印刷局、平成 3 年) 136-137 頁

⁸ 損害保険事業の特徴について詳しくは、竹井直樹「保険事業と独占禁止法—そのたてつけと事業者団体規制序論—」損害保険研究第 75 巻第 4 号 (損害保険事業総合研究所 2014 年 2 月) 14-19 頁を参照願う。

⁹ 保険業におけるこれまでの欧州および我が国における競争法にかかわる事件・警告の主なものとして次のものがある。

○イタリアの保険協会 Nuovo CEGAM Consortium から申請のあった、会員が営業保険料を決定する際

の対象となっていないかどうか、文献調査をした結果、中国とベトナムにおいて競争法違反事件の発生していることが判明した。

本稿では、まずアジア新興国の競争法・保険業法の整備状況を概観した後、競争法違反事件の発生した中国とベトナムを取り上げ、それら国々の競争法制と保険法制の現状を確認、それぞれの法制の交錯部分に焦点を当てわが国法制との若干の比較検討を行うとともに、両国の保険業で発生した競争法執行事例の内容紹介、分析を行うこととする。

なお、本稿における意見・考察は、筆者の個人的見解であり、所属する組織を代表するものでないことをお断りしておく。

2. アジア新興国の競争法・保険業法整備状況

下記図表 1 は、国際通貨基金 (IMF) により、アジア新興国と定義される国々の競争法の整備・導入状況を示したものである。旧宗主国英国の影響を受けているインドを除けば、アジア新興国に競争法が整備されたのはここ四半世紀以内の出来事であり、日米欧主要国の競争法が半世紀以上の歴史を有しているのとは対照的である。経済発展に伴って市場経済化が浸透したため、経済取引ルールの導入が求められるようになったと言える。一方、保険事業の運営ルールを定める保険業法については、いずれのアジア新興国においても、競争法よりも先に制定・施行されている。

図表 1 アジア新興国の競争法・保険業法整備状況

| | 競争法 (独占禁止法) | | 保険法・保険業法 | |
|-----------|-------------------------|--------|----------|--------|
| | 名称 | 制定年 | 名称 | 制定年 |
| 中国 | 独占禁止法 | 2007 年 | 保険法 | 1995 年 |
| ベトナム | 競争法 | 2004 年 | 保険業法 | 2000 年 |
| インド | 独占・制限的取引慣行法 | 1969 年 | 保険法 | 1938 年 |
| インドネシア | 独占的行為・不公正な事業競争の禁止に関する法律 | 1999 年 | 保険法 | 1992 年 |
| マレーシア | 競争法 | 2010 年 | 保険法 | 1996 年 |
| フィリピン | — | — | 保険法 | 1974 年 |
| タイ | 取引競争法 | 1999 年 | 損害保険法 | 1967 年 |
| 日本 (参考比較) | 独占禁止法 | 1947 年 | 保険業法 | 1939 年 |

(出典：各種資料をもとに作成)

の基礎とする共通のリスク統計に基づく保険料率を設定する協定について、EU 競争法が適用された。

(1984 年 3 月 30 日、IV/30.804 - Nuovo CEGAM, OJ [1984] L99/29.)

○旧西ドイツの財産保険事業者協会による、会員保険会社の保険料率安定を意図した 10-30%の保険料引上げ勧告について、欧州司法裁判所は損害保険事業者間の適切な協力範囲を超えているとして、EU 競争法適用をしている。(1984 年 12 月 5 日、IV/30.307 - Fire insurance, OJ [1985] L35/20.)

○東京海上火災保険 (株) ほか 16 名に対する件 (同意審決) (昭和 25 年 (判) 第 18 号、昭和 26 年 2 月 20 日、独禁法 3 条後段、4 条 1 項 1 号、2 号、3 号、事業者団体法 5 条 1 項)

○日本機械保険連盟に対する件 (勧告審決) (平成 8 年 (勧) 第 24 号、平成 9 年 2 月 5 日、独禁法 8 条 1 項 1 号)

○小畑徳彦「損害保険の支払に係る協定と独占禁止法— 社団法人日本損害保険協会に対する警告事件について—」公正取引 532 号 1995/2 65 頁以下

3. 中国

IMF（国際通貨基金）によると、中国は2014年に世界で最大の経済大国になったと推計される¹⁰。同国損害保険市場¹¹は、外資系保険会社の進出ラッシュや、急速な都市化、農業保険の発達などにより、2013年から2014年にかけては2割近い成長を遂げている¹²。

そのような高成長を遂げる大国にわが国保険会社も進出している中、中国の独占禁止法の運用動向は目が離せないものとなっている。特にその法施行が2008年からとまだ歴史が浅い中、中国独禁当局による法運用は恣意的で不透明であるとの指摘^{13,14}や、「中国リスクは独禁法にあり」¹⁵との意見もあるようである。欧州議会は2014年、中国独禁当局が多くの外資系企業に独禁法違反で制裁金を科したことについて、このような外資取締強化姿勢が公平性に欠ける旨の主張を行っている¹⁶。

(1) 競争法制

a. 法律（中国独占禁止法）

中国独占禁止法（中国名「反壟断法」。以下「中国独禁法」とする。）¹⁷は、中国における初めての包括的な競争法である。ドイツ流の社会的市場経済政策とこれに基づく競争制限禁止法の考え方、すなわち経済政策は国が責任をもって管理するが、消費者の商品選択権と事業者の営業活動自由権を確保するために市場競争が必要だという

¹⁰ 購買力平価ベースで中国のGDPは17.6兆ドルであり、アメリカのGDP17.4兆ドルを上回ったと推計される。IMF, “World Economic and Financial Surveys, World Economic Outlook Database” October 2014 Edition

¹¹ 中国保険市場の最新動向について詳しくは、片山ゆき「中国政府が新たな10の指針を発表」中国保険市場の最新動向、ニッセイ基礎研究所（2014年9月16日）等を参照。

（<http://www.nli-research.co.jp/report/focus/2014/focus140916.pdf> 2015年7月7日確認）

¹² Swiss Re “sigma” No 4/2015 42頁による。

¹³ ・「中国、独禁法で外国企業に値下げ圧力—自動車からIT製品まで」THE WALL STREET JOURNAL 2014年8月5日

・「なぜ今、独禁法強化なのか 外資排除？ 民族企業保護？ 市場開放への先鞭？」日経ビジネス

ONLINE 2014年9月10日

・【主張】中国と独禁法 自ら律しリスクに備えよ」産経ニュース 2014年8月22日

¹⁴ 中国日本商会『中国経済と日本企業 2015年白書』（2015年6月）34頁は、中国独禁法の独占的協定について、「具体的に一般的に許される場合と許されない場合の境界線が明確化されておらず、不透明である。価格独占の禁止に関する規定、工商行政管理機関の独占的協定行為の禁止に関する規定等の法令もあるが詳細ではなく、行動指針としては不十分であり、さらにガイドライン等を公布することによる明確化を期待する。」と述べている。

（http://www.cjcci.biz/public_html/whitepaper/2015/400P_JP.pdf （2015年7月7日確認）

¹⁵ 射手矢好雄「中国独占禁止法の運用状況（2013年）」2013年12月6日第18回日中民商事法セミナー資料2頁（http://www.iccle.or.jp/pdf/info140324_tmp06.pdf 2015年7月7日確認）

¹⁶ “China: anti-trust probes targeting foreign firms”

（[http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2014/538965/EPRS_ATA\(2014\)538965_REV1_EN.pdf](http://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/ATAG/2014/538965/EPRS_ATA(2014)538965_REV1_EN.pdf) 2015年7月7日確認）

¹⁷ 公正取引員会ウェブサイト「中国独占禁止法の仮訳掲載あり。

（<http://www.jftc.go.jp/kokusai/worldcom/kakkoku/abc/allabc/c/china2.files/china-karivaku.pdf> （2015年7月7日確認）

考え方が取り入れられている¹⁸。

わが国独禁法と比較すると、次のような相違がある。

- 域外適用¹⁹に関する明文規定の存在（2条）
- 行政権を濫用した競争の排除や制限の禁止に関する規定の存在（32条～37条）
- 独禁法の政策施行と執行権限を有する複数の規制当局の存在
- 垂直的協定の明文化された規定の存在²⁰（14条）
- 不公正な取引方法に関する規定が存在しないこと²¹
- 支配的地位に関する判断要素が条文上に列挙されている²²（19条）

禁止される協定²³として、次のものがある。

- 水平的協定（13条）：競争事業者間の価格や市場分割などに関する協定
- 垂直的協定（14条）：製造・卸売・小売間の再販売価格維持などに関する協定
- 事業者団体による会員事業者への水平的・垂直的協定の従事・組織化（16条）

b. 法令細則

中国独禁法の適切な執行を担保するための各種法令細則は非常に多く存在しており、概して「規定」と呼ばれている。これらのうち、保険業で特に対象となりやすいカルテルなどの「独占協定」、競争の排除や、制限につながる「反価格」、およびこれらに違反した場合の「行政処罰」を定めた規定類は図表2のとおりである。図表中、特に重要なものが「独占協定行為禁止規定」であり、これは中国独禁法2章で規定される

¹⁸ この考え方は、中国独禁法1条に表れている。また、姜姍「中国独占禁止法の概要」『公正取引』公正取引協会（No.688-2008.2）38頁参照。

¹⁹ 外国で行われる行為に自国競争法を適用すること。

²⁰ 垂直的制限（垂直的協調）とは、非競争者間の取引であり、メーカー・卸売業者・小売業者という縦の関係で、第三者に対する再販売価格を固定するなどの協定を指す。米国反トラスト法やEU競争法にもこの垂直的協定に関する規定は存在する。

²¹ 本件に関する資料として、陳丹舟「中国独占禁止法と不公正な取引方法—立法経緯及び現状について」平成23年度外国競争法研究会第1回（2011年4月19日）を参照。

（<http://www.koutori-kyokai.or.jp/research/201104gaikoku.pdf> 2015年7月7日確認）

²² 支配的地位の判断にあたり、市場画定方法で占有率が変わり得るものであるが、19条で具体的な数字が明確に示されている。

「19条 次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、事業者は市場支配的地位を有するものと推定することができる。

(一) 関連市場における単独の事業者の市場占有率が2分の1に達している場合

(二) 関連市場における二つの事業者の市場占有率の合計が3分の2に達している場合

(三) 関連市場における三つの事業者の市場占有率の合計が4分の3に達している場合

本条2号または3号に該当する場合において、そのうちのいずれかの事業者の市場占有率が10の1に満たないとき、当該事業者は市場支配的地位を有する事業者であるとは推定しないものとする。」

²³ 水平的協定（13条）や垂直的協定（14条）に該当する行為であっても、実質的な競争制限がなかったり、消費者利益の共有、製品の効率性向上など適法な目的を有することなどが証明されれば、それら水平的協定や垂直的協定は禁止とならないという適用除外が明示されている（15条）。

水平的協定や垂直的協定、事業者団体の独占的行為と直接に結び付くものである。これら各種規定で、保険業に直接に言及した箇所はいずれとも見当たらないが、「独占協定行為禁止規定」や「価格行政処罰手続規定」は、後述する保険業の事件処理の一般規則として用いられているので、おさえておく必要がある。

なお、商務部からは同部が担当する企業結合規制にかかわる各種の法令細則が発布されている²⁴。

図表 2 中国独禁法の関連規定（企業結合規制を除く）

| 規定名称 | 発布日 | 発布元 |
|--------------------------------------|-------------|---------------------------|
| 「反独占法」を誠実に学習し、および貫徹することに関する通知 | 2008年7月28日 | 最高人民法院 |
| 関連市場の区分画定に関する指針 | 2009年5月24日 | 国务院反独占委員会 |
| 独占協定および市場支配的地位濫用事件の調査処理手続に関する規定 | 2009年5月26日 | 国家工商行政管理総局 |
| 価格違法行為行政処罰規定 | 2010年12月4日 | 国务院令 585号 |
| 反価格独占規定 | 2010年12月29日 | 国家發展改革委員会令 7号 |
| 反価格独占行政執行手続規定 | 2010年12月29日 | 国家發展改革委員会令 8号 |
| 独占協定行為禁止規定 | 2010年12月31日 | 国家工商行政管理総局令 53号 |
| 市場支配的地位の濫用行為禁止に関する規定 | 2010年12月31日 | 国家工商行政管理総局令 54号 |
| 行政権力の濫用による競争排除または制限行為の制止に関する規定 | 2010年12月31日 | 国家工商行政管理総局令 55号 |
| 独占行為による民事紛争事件審理の法律適用にかかわる若干の問題に関する規定 | 2012年5月3日 | 最高人民法院 法积[2012]5号 |
| 価格行政処罰手続規定 | 2013年3月6日 | 国家發展改革委員会令 22号 |
| 価格行政処罰事件審理審査規則 | 2013年9月30日 | 国家發展改革委員会 发改価監[2013]1950号 |
| 価格調整に関する行政処分権の若干の規定 | 2014年6月7日 | 国家發展改革委員会 发改価監[2014]1223号 |
| 価格違法行為通報処理規定 | 2014年1月15日 | 国家發展改革委員会令 6号 |

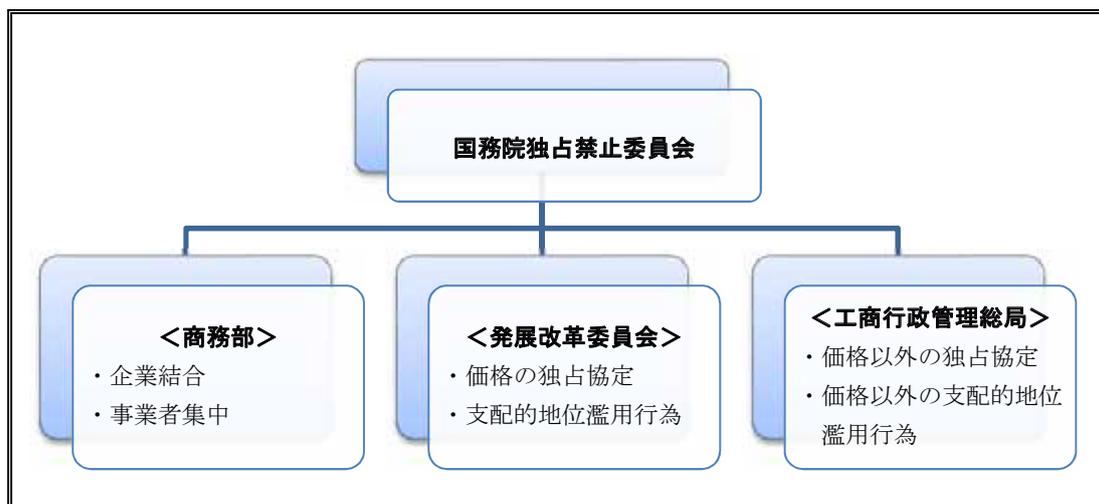
(出典：中国国家發展改革委員会および国家工商行政管理総局ウェブサイトをもとに作成)

c. 執行機関

中国独禁法の執行機関として、國務委員会の傘下に商務部、国家發展改革委員会（以下、「発改委」とする。）および国家工商行政管理総局の3機関が認定されている。それぞれの機関の役割は下記図表3のとおりとなっている。

²⁴ 保険業に直接に関連する規定として、「金融業の経営者の集中に係る申告営業額計算弁法」があり、この中の8条で保険会社の売上高の計算方法が規定されている。

図表 3 中国独禁法執行機関の役割



(出典：各種資料をもとに作成)

(2) 保険法制

中国の保険法は、1995年6月に採択され、同年10月から施行された。保険契約法と保険業法の両方の性質を併せ持つ法律である。2001年12月のWTO加盟および初めての保険法施行から7年経過して表面化してきた保険法制上の問題対応で、2002年に改正保険法が施行された。その後さらに、2002年改正保険法でほとんど手当されることのなかった保険契約法部分を中心とした改正が行われ、2009年改正保険法²⁵が現在に至っている。

なお、中国保険法の法執行を具体的に担保するための法令細則は「～に関する規定」など数多く存在するが、保険業に関する各種規定の中で、殊に競争法制に直接に関連する明確な規定は見当たらない²⁶。

以下では、まず図表4で中国保険法のうち、保険料率、保険約款、保険業団体協会に関する規定など独禁法に関連すると考えられる条項を抽出してその内容を提示したうえ、わが国法制との比較も含めて検討する。

²⁵ 2009年改正保険法について詳しくは、清河雅孝=周喆「2009年の中国改正保険法」産大法学43巻3・4号(2010.2) (https://ksurep.kyoto-su.ac.jp/dspace/bitstream/10965/686/1/SLR_43_3-4_997.pdf 2015年7月7日確認) および金玲「二〇〇九年中国保険法改正について」関法59巻3・4号 (<http://kuir.jm.kansai-u.ac.jp/dspace/bitstream/10112/1526/1/KU-1100HR-20091218-06.pdf> 2015年6月29日確認) を参照願う。

²⁶ 独禁法違反事件が起こると、それを受けた注意喚起文書などで対応されてきているのが通例である。

図表 4 中国独禁法に関連すると考えられる中国保険法の各種条項

| |
|---|
| <p>67 条（設立の審査・許可）</p> <p>1 項 （略）</p> <p>2 項 国務院保険監督管理機関が保険会社の設立申請を審査する際には、保険業の発展及び公平な競争の需要を考慮しなければならない。</p> |
| <p>115 条（不正競争の禁止）</p> <p>保険会社は、業務の展開に際し、公平競争の原則を遵守し、不正な競争をしてはならない。</p> |
| <p>116 条（禁止の行為）</p> <p>11 項 虚偽な情報を捏造し、公布するなどの方法で競争相手の信用を損ない、またはその他の不正な競争行為を以て保険市場の秩序を乱すこと。</p> |
| <p>136 条（保険約款の作成、保険料率の決定）</p> <p>1 項 社会公共の利益に関する保険、法定の強制保険および新たに開発された人身保険などの保険約款および保険料率は、保険監督管理機関の審査・許可を受けなければならない。国務院保険監督管理機構が審査・許可するに際し、社会公共の利益を保護し、不正な競争の禁止原則を遵守しなければならない。これ以外の保険種類の保険約款および保険料率は、保険監督管理機関に届出をしなければならない。</p> <p>2 項 保険約款および保険料率の審査・許可、届出の具体的な方法は、国務院保険監督管理機関が前項の規定に基づいて制定する。</p> |
| <p>182 条（保険協会への加入）</p> <p>1 項 保険会社は、保険協会に加入しなければならない。保険代理人、保険仲立人、保険公評価機関は保険協会に加入することができる。</p> <p>2 項 保険協会は、保険業の自主的な組織であり、社会团体法人とする。</p> |

（出典：中国保険監督管理委員会ウェブサイト掲載の「中华人民共和国保险法（修订）」をもとに作成

<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5222/info94860.htm> （2015年7月7日確認）

67 条に保険会社からの設立申請の審査・許可がある。これは、保険業の規制当局である中国保険監督管理委員会（以下、「保監会」とする。）が、保険会社の商品供給と保険商品購買者の需要とが行き過ぎたものとならないかどうか、「公平な競争の需要」を審査の際の考慮に入れるということを示しているものと考えられる。

115 条および 116 条 11 項は「不正競争」の禁止を述べている。どのような行為が不正競争に当たるのかまでは法文上明示していないため、何が「不正競争」に当たるのか裁判等で論点になる可能性がある。

「保険約款の作成、保険料率の決定」を規定する 136 条は、保険料率についてわが国の「損害保険料率算出団体に関する法律」の規定事項と類似しており、言わば中国保険法の中にわが国「損害保険料率算出団体に関する法律」が織り込まれているようなものである。わが国保険業法 101 条が独禁法適用除外を明示しているのとは異なり、中国保険法にこのような規定は存在しない。これは、中国保険法 136 条により、保険約款と保険料率の審査、許可、届出は、法規定上はすべて監督規制当局が関与する形式で展開されているものだからと考えられる。

182 条は保険協会への強制加入を規定する条文であり、保監会が保険行政の展開を保険協会を経由して行っていくことを表している²⁷。なお、この 182 条は中国独禁法

²⁷ 中国保険協会は、保監会の規制・監督機能を補完する役割を有するため、保監会と同じビルに事務所を構え、保監会から事務局トップを迎えるなど、保監会との連携を取りやすい体制となっている。（損害

11条に規定される「事業者団体は、業界の自律を強化し、当該業界の事業者が法に従って競争するよう指導し、市場競争の秩序を守らなければならない。」と対をなしており、中国政府が経済発展に事業者団体の機能・役割発揮を期待しているものと読むことができる²⁸。

(3) 保険業への競争法執行状況について

中国で営業する保険会社が独禁法執行当局から摘発されたのは、直近では2014年9月の浙江省自動車保険料率カルテル事件である。中国国内では、各省、各市保険協会と会員保険会社との間で「自律公約」²⁹という名の協定が締結されてきていたが、この自律公約が競争を排除し、もしくは制限するものとして、摘発の対象となっている。

以下では、これまでに中国各地で摘発の対象となった保険業に関する中国独禁法違反事件³⁰を紹介のうえ分析する。

a. 浙江省自動車保険料率カルテル事件

本事件は、2008年の中国独禁法施行以来、発改委から価格独占事件としては初めて処罰決定書が公表された³¹事件であった。

中国独禁法執行機関による摘発対象が外資系会社に集中していたところ、本事件は「外資たたきの批判を受け、中国企業も処罰していることを示すため」との分析があり³²、実際に執行当局自身がそのことを認めている³³ものである。

保険事業総合研究所『アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について（その2）』（2015.3）49頁

²⁸ 現在のわが国独禁法にはこのような事業者団体に関する機能・役割に関する規定はないが、消費者基本法6条で「事業者団体は、事業者の自主的な取組を尊重しつつ、事業者と消費者との間に生じた苦情の処理の体制の整備、事業者自らがその事業活動に関し遵守すべき基準の作成の支援その他の消費者の信頼を確保するための自主的な活動に努めるものとする。」と述べられている。

²⁹ 手数料率等を含む業界会員会社の取引を拘束するルールで、1990年代後半から出現し、2000年代前半に中国各地で全盛したが、その後中国独禁法の施行により摘発の対象となり廃止方向となっている。「自律公約」について詳しくは、沙銀華「中国保険業自律公約の結成」国際商事法務 Vol.26, No.3（1998）を参照願う。

³⁰ 本項で紹介する独禁法違反事件の他に、次のものがある。

○新疆ウイグル自治区保険協会価格協定事件：2013年7月2日、新疆ウイグル自治区発展改革委員会は、同自治区保険協会および同協会の会員となっている保険会社6社に対して、道路旅客運送賠償責任保険に関する保険料水準を同一とする価格協定（「自律公約」の締結）を行っていたとして、約651万元（1億2,935万円）の制裁金を科することとした。

○湖北省武漢市新車保険センター価格協定事件：2014年8月、湖北省発展改革委員会は同省武漢市にある保険協会とその会員保険会社4社に対して、自動車保険の販売場所を新車保険センターのみに限定することにより、その保険料価格を不当に高く吊り上げていた疑いがあるとして、調査に入っていたことが判明している。なお、本調査結果はその後、明らかになっていない。

（http://www.cb.com.cn/economy/2014_0808/1076431_3.html 2015年7月7日確認）

³¹ 次のURL先の発改委ウェブサイト参照。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201409/t20140902_624550.html （2015年7月7日確認）

³² 川島富士雄名古屋大学大学院国際開発研究科教授「浙江省自動車保険料率カルテル事件」Fujio

Kawashima's Blog 2014.9.22（<https://www2.gsid.nagoya-u.ac.jp/blog/fkawa/2014/09/22/zqgb/> 2015年7月7日確認）

(a) 事件の概要

2009 年以来、浙江省保険協会に所属する保険会社 23 社が複数回にわたり会合を開き、自動車保険の新車割引係数について取り決めるとともに、市場シェアに基づいて統一された企業向け自動車保険の代理店手数料を決定していた。

発改委は、上記行為が中国独禁法に違反することを 2013 年 12 月に認定し、責任者である浙江省保険協会に対して中国独禁法が定める最高額の 50 万元（約 994 万円）³⁴ の制裁金を、協議に加わった保険会社 23 社³⁵に対して商業用自動車保険販売額の 1% に当たる制裁金を、それぞれ科した。制裁金総額は 1 億 1,020 万元（21 億 9 千万円）にのぼり、中国独禁法施行以来、保険業に対する制裁金として最高額となっている。

中国人民財産保険会社、中国人寿財産保険会社および中国平安財産保険会社の大手 3 社は、これらの順番でそれぞれ自発的な報告を行ったうえ、重要な証拠を提出したとして制裁金の免除や軽減が行われ、上記並び番で制裁金免除³⁶、年間売上高の 0.1% 相当の制裁金、同 0.55% 相当の制裁金となっている。

(b) 適用条文分析

浙江省保険協会における会合での割引係数に関する取決めと代理店手数料の決定について、浙江省保険協会に対しては根拠条文として「事業者団体は、当該業界の事業者が本章の禁止する独占的行為に従事するよう組織してはならない。」（法 16 条）が適用されたうえで、制裁として「事業者団体が、この法律の規定に違反し、当該業界の事業者を組織して独占的協定を締結した場合には、独占禁止法執行機関は 50 万元以下の制裁金を課することができる。」（法 46 条 3 項）が当てはめられ、規定上最高金額の 50 万元が科されている。

一方、保険会社 23 社に対しては独占協定の禁止を規定した法 13 条「競争関係にある事業者の間で次に掲げる独占的協定を締結することを禁止する。（一）商品の価格を固定し、又は変更すること。」が適用されたうえで、法的責任としての法 46 条 1 項「事業者がこの法律の規定に違反して独占的協定を締結し、これを実施した場合には、独占禁止法執行機関は、違法行為の停止を命じ、違法な所得を没収するとともに、前年度の売上高の 1% パーセント以上 10% 以下の制裁金を課す。」が当てはめられ、商業用自動車保険販売額の 1% に当たる制裁金が科されている³⁷。

³³ 国務院新聞弁公室「発改委全方位查处汽車業壟断新罰单回応三質疑」2014.9.11

<http://www.scio.gov.cn/xwfbh/xwfbh/wqfbh/2014/20140911/xgbd31539/Document/1380747/1380747.htm> 2015 年 7 月 7 日確認

³⁴ 2015 年 7 月 2 日時点の為替レートに基づき、1 人民元=19.87 円で換算。以下同様。

³⁵ 米リバティエ・ミューチュアル保険会社、日本のあいおいニッセイ同和損害保険会社を含む 9 社については独禁法違反行為が認められなかったとして調査対象から除外されている。

³⁶ 次の URL のサイトに免除通知の掲載あり。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201409/t20140903_624633.html （2015 年 7 月 7 日確認）

³⁷ 罰金額が「前年度売上高」の 1%~10%とされている点については、何についての「前年度売上高」かが規定上明らかにされていないため、仮に EU の独禁当局の実務運用で見られるように当該カルテル行為

制裁金の免除、減免（いわゆるリーニエンシー）については法 46 条 2 項に規定された「事業者が独占禁止法執行機関に対して、独占的協定の締結に関する事情を自主的に報告し、かつ、重要な証拠を提供した場合においては、独占禁止法執行機関は、情状を酌量して当該事業者に対する処罰を軽減し、又は免除することができる。」が該当する³⁸。

b. 湖南省婁底市新車保険価格連盟事件³⁹

本事件は、中国中南部の湖南省婁底市にある保険協会で行われた、保険料に関する独占協定事件であり、婁底市保険協会および協定に合意していた保険会社 6 社に対して、総額 219 万元（約 4,352 万円）の制裁金が科せられたものである。中国独禁法施行以来、湖南省において価格協定に関する調査が初めて行われた事件となった。

(a) 事件の概要

婁底市に所在する保険業界において独占行為容疑に関する報道があったことを受けて湖南省発改委⁴⁰が内偵調査を行っていたところ、2007 年 6 月、婁底市保険協会が婁底市に保険会社 11 社および保険ブローカー 1 社から構成される新車サービスセンターの設立を計画したことを同委員会は情報入手し、その後の調査で、保険会社 11 社はそれぞれ、婁底市保険協会との間で次のような事項を内容とする力協定書「婁底市保険業界自動車保険料率優先的標準自律公約」に調印していたことを確認した。

- 新車への保険付保は、すべて新車サービスセンターで行い、本センター以外で

を行った企業が属するグループ企業全体の売上高とされた場合には、罰金額が極めて高額化するおそれもある、との指摘がある。また、前年度売上高の「1%以上」と、罰金額の「下限」が法定されていることから、当該カルテル行為の対象となる取引の規模が少額である場合であっても、罰金額の算定にあたり当該企業またはそのグループ企業の前年度売上高がベースとなることで、不相当に高額とならないかも懸念される。（野村高志「中国独禁法に基づくカルテル規制の実務動向－業界団体によるカルテル対策を踏まえつつ－」中国ニューズレター 西村あさひ法律事務所（2012 年 8 月）2 頁）

³⁸ 法施行当初、リーニエンシー制度については、独禁法の規定では申請要件が明確ではなく、処罰の減免が自由裁量となっていたといった批判があったが、2011 年 2 月から「価格独占の禁止に関する行政法執行手続規定」が実施されている。同規定 14 条にリーニエンシー制度に関する明確な規定があり、1 番目、2 番目、その他の自発的申告者につき、それぞれ 100%、50%以上、50%以下の範囲で任意的に処罰が免除又は軽減され得ることとされており、3 番目以降の申告者も行政処罰軽減の対象となり得るとされている。

³⁹ 本事件について、次のウェブサイトを参照した。

○国家工商行政管理総局－独占禁止法・不正競争防止法執行局

http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/dxal/201211/t20121120_131122.html （2015 年 7 月 1 日確認）

○人民政府

http://www.gov.cn/jrzq/2012-12/28/content_2301393.htm （2015 年 7 月 1 日確認）

○Allan Fels=Xiaoye Wang= Jessica Su=Wendy Ng, "China Competition Bulletin" A publication of the China Competition Research Centre, Edition 25: January/February 2013 3 頁

https://www.anzsog.edu.au/media/upload/publication/113_China-Competition-Bulletin_JANFEB_2013.pdf （2015 年 7 月 7 日確認）

⁴⁰ この事件の調査当時は、湖南省価格局。現在、同価格局は湖南省発改委に組み込まれている。

取り扱われる新車に対しての保険手配サービスは行わないこととする。

- 保険会社間でマーケットシェアをあらかじめ割り当てることとする。
- 新車の自動車保険には個社ごとの割引や優待を行うことはできない。
- 企業向け新規自動車保険には統一された優遇割引率を適用することとする。
- 協定した事項に違反した場合には罰金を科す。

湖南省発改委は 2012 年 12 月 28 日、上記協定の内容が中国独禁法に違反するものであることを認定し、婁底市保険協会および保険会社 6 社に対して合計 219 万元（約 4,352 万円）の罰金⁴¹を科することとした。その他の保険会社 5 社は、割り当てられたマーケットシェアが小さく、かつ重要証拠の提出があったことから、罰金の賦課を免除された。保険ブローカーが違法行為を働いていたかどうかの問題については、その取扱いが他の関連機関に委嘱された。

(b) 分析

本事件における協定内容には価格以外の事項も含まれているが、保険料の割引率という価格に関する要素を主として捉えて処罰の対象としている。このため、3 つの競争法執行機関のうち、価格にかかわる独占的協定を担当する発改委から処分執行通知が行われている。

処分執行通知文書上、根拠法条に関する記載はないが、中国独禁法 13 条と 16 条が適用されていると見るのが自然である。すなわち、割引率設定という商品価格固定、マーケットシェア割当という販売市場の分割を協定内容とするものであるため、競争を排除し、もしくは制限する合意または決定その他の協調行為に相当するものである。

c. 湖南省 4 市保険協会事件⁴²

本事件は、中国中南部の湖南省に属する永洲、張家界、常德および郴州の各市にある保険協会が中国独禁法に違反する行為を行ったとして、総額 170 万元（約 3,378 万円）の制裁金が科された事件である。先に触れた湖南省婁底市新車保険価格連盟事件と対比しながら分析する意義がある。

(a) 事件の概要

湖南省工商行政管理局は 2011 年頃から、新車に付保する自動車保険について新車セ

⁴¹ 婁底市保険協会に 20 万元、中国人民財産保険に 98 万元、中国平安財産保険に 34 万元、天安財産保険に 28 万元、太平洋財産保険に 14 万元、中華聯合財産保険に 17 万元、杜邦財産保険に 8 万元、それぞれ科された。

⁴² 本事件について、次のウェブサイトを参照した。

○ 「中国競争紀要」

https://www.anzsog.edu.au/media/upload/publication/113_China-Competition-Bulletin_JANFEB_2013.pdf (2015 年 7 月 7 日確認)

ンターでしか手配できないという苦情が多く寄せられるようになったため、保険協会、保険会社、新車センター、自動車ディーラー、運送会社、運送業協会および保険代理店を調査した。

その結果⁴³、4つのいずれの市においても、保険協会が保険会社の組織化、新車センターの設立にかかわり、新車への保険付保は新車センターでなければ不可能という独占的協定を保険会社と締結していたことが確認された。2006年に設立された新車センターは、新車に付保する自動車保険の市場を割り当てる場として機能していた。

その独占協定は「新車保険センターサービス合意協定」等の名称を用い、内容は「組織形態」「事務局設置」「事業領域」「業務分担と運用割当」「費用分担」「実行方式」「会員企業の義務」「文書管理」「人事管理」「契約違反」などの項目からなるものであり、さらに下位のルールに相当する「管理規程」も用意されていた。

湖南省工商行政管理局は、これら一連の行為が中国独禁法 16 条および工商行政管理局独占的協定禁止規定 9 条 2 項に違反すると認定したうえ、2012 年 11 月 30 日に永州市保険協会に対して、また同年 12 月 3 日に張家界市、常德市および郴州市の各保険協会に対して、中国独禁法 46 条 3 項および独占協定行為禁止規定 10 条 2 項に基づく制裁金を科すこととする行政処分決定文書⁴⁴を送付した。

なお、この内容に不服がある場合には、中国行政処罰法に基づき、本決定文書受領の日から、60 日以内に湖南省工商行政管理局または湖南省人民政府に対して、または 3 か月以内に人民法院に対して訴訟提起することができることになっていた。

その後、湖南省工商行政管理局は 2013 年 1 月 23 日付で 4 つの市の保険協会に対して、新車センターでの独占協定にかかわる活動停止命令⁴⁵を発出している。この活動停止命令は、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるのに必要な措置を命じる、わが国独禁法制のもとでの排除措置命令に相当するものと言える。

2013 年 7 月 29 日、湖南省工商行政管理局は、2012 年 12 月 3 日付行政処分決定通知文書の内容に基づき、各市保険協会から特段の不服審査申立がなかったことから、通知の内容が決定することを受け、各市保険協会を名宛人として総額 170 万元（約 3,378 万円）の制裁金を科することとする競争法執行公告^{46,47,48,49}を発表した。この公

⁴³ 国家工商行政管理総局の次の URL 先ウェブサイトにおいて、「湖南省企業向け自動車保険に関する独占調査」として調査結果が公表されている。

http://www.saic.gov.cn/fldyfbzdjz/dxal/201211/t20121120_131122.html（2015 年 7 月 7 日確認）

⁴⁴ 永州市保険協会を名宛人とする行政処分決定文書

http://www.saic.gov.cn/zwgk/gggs/jzff/cfjd/201401/t20140106_140965.html 2015 年 7 月 7 日確認）

⁴⁵ 「新車センター違法行為停止命令」

http://www.saic.gov.cn/ywdt/gsyw/dfdt/xxb/201301/t20130123_132814.html 2015 年 7 月 7 日確認）

⁴⁶ 永州市保険協会に対する競争法執行公告。制裁金については、永州市保険協会に 40 万元、中国人民財産保険に 418,100 元、中国平安財産保険に 190,100 元、中華聯合財産保険に 84,100 元、中国太平洋財産保険に 118,900 元、中国人寿財産保険に 99,100 元、中国大地財産保険に 23,900 元、陽光財産保険に 23,400 元が、それぞれ制裁金として科されている。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/gggs/jzff/201307/t20130726_136760.html（2015 年 7 月 7 日確認）

⁴⁷ 張家界市保険協会に対する競争法執行公告。制裁金は 40 万元。

告は、わが国独禁法制でいうところの課徴金納付命令に相当するものと言える。

(b) 分析

湖南省 4 市保険業会事件における競争法執行当局の当事者は、前述の湖南省婁底市新車保険価格連盟事件で登場した発改委とは異なり、工商行政管理局となっている。この執行当局の当事者の相違から、本事件処理は価格以外の独占的協定にかかわる部分を中心として調査が行われたものと考えられる。上記で見たとおり、各市保険協会が保険会社と合意した協定覚書の内容には割引率など保険料価格に関係する取決め事項も含まれていたようであるが、どちらかと言えば、「合意協定」「管理規程」など、価格以外の独占的協定に的を絞って摘発の対象としたものと考えられる。

また、湖南省婁底市新車保険価格連盟事件では、保険協会に対してよりも、保険会社の方に対してより多くの制裁金が科されていることから、価格協定という保険会社同士の水平的協定の違法性が強く意識されたものと考えられる。これに対して、湖南省 4 市保険協会事件では、「合意協定」「管理規程」など、保険協会が中心となって主導的役割を發揮する合意事項は競争法違反であるとして、このような保険協会の業務に違法性の中心が当てられたものと考えられる。

d. 重慶市保険協会保険料カルテル事件^{50,51}

重慶市保険協会が独禁法違反を犯したとして、一般消費者個人が中国人民法院に対して民事訴訟を提起した事件⁵²である。本事件は、中国独禁法が 2008 年 8 月 1 日から施行されたその日に提起された事件である。

(a) 事件の概要

弁護士でもある自家用車所有者の劉方榮氏は、「契約している自動車保険の車両保険料が重慶市周辺よりも高い。これは重慶市保険協会が『重慶市自動車保険業市場指導費率』を制定し、重慶で営業免許を有するすべての保険会社に対して、市場価格以上

http://www.saic.gov.cn/zwgk/gggs/jzjf/201307/t20130726_136762.html (2015 年 7 月 7 日確認)

⁴⁸ 常德市保険協会に対する競争法執行公告。制裁金は 45 万元。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/gggs/jzjf/201307/t20130726_136763.html (2015 年 7 月 7 日確認)

⁴⁹ 郴州市保険協会に対する競争法執行公告。制裁金は 45 万元。

http://www.saic.gov.cn/zwgk/gggs/jzjf/201307/t20130726_136764.html (2015 年 7 月 7 日確認)

⁵⁰ ニュース報道として、次の「保険業独禁法違反第一号事件、重慶市保険協会が訴えられる」がある。

<http://finance.qq.com/a/20080814/000291.htm> (2015 年 7 月 1 日確認)

⁵¹ 李晓张德周「業界ルールの下に位置付けられる独占禁止法」(原文は「《反垄断法》下行业规则的定位」)を参照した。

(http://www.iic.org.cn/LEAP/SharedLib/a8886781c1f64809926c4001bc31cd8f/0906_sdxu_002.pdf)
2015 年 7 月 7 日確認)

⁵² 中国の独占禁止法民事訴訟について詳しくは、夏君麗「独占禁止法民事訴訟若干の問題」を参照願う。
(http://www.iftc.go.jp/cprc/koukai/seminar/h20/15_notice.files/090213opseminar_5.pdf 2015 年 7 月 7 日確認)

の保険料の採用を強制することにより、保険料市場価格を独占し、自由競争を制限（13条）した結果」だとして、重慶市保険協会に対して、わずかではあるが意味を有する1元の賠償金の支払および訴訟費用・証拠保全費 1,000 元の民事損害賠償を請求するとともに⁵³、そのような慣行の廃止を求める裁判所命令を求めた。

これに対して、重慶市渝中区地方人民裁判所は上記訴状を受理することを決定した後、取扱いは重慶第五中級人民裁判所に移管された。

上記訴えに対し、被告の重慶市保険協会は、審尋において、①中国独禁法の価格独占協定規定の適用対象となるような営利追求を行っていない、②劉方榮氏の契約する自動車保険契約は中国独禁法施行前に締結されたものである、③自動車保険を含む金融商品が提供する公共の利益は独禁法の規定から保護の対象となりうる、と述べた。

その後の尋問において、被告の重慶市保険協会側は、保険会社が劉方榮氏から依頼されていた自動車保険契約の内容変更を承認し、9月9日以降発効することになっていたことを証拠として提示したことを受け、原告は訴えの取下げを申し入れ、重慶第五中級人民裁判所は本事件の却下を決定した。

(b) 分析

本事件は、当時、表面化していなかったものの、各地の保険協会で行われていた保険料協定へのケーススタディとなった。すなわち、本事件を以って、中国各地の保険協会で行われていた保険料協定の慣行を改めさせ、保険会社は自らの判断により保険料の設定権限があることを各地保険協会が会員保険会社に説明できるようになった。

保険協会の中央組織である中国保険協会においても、独禁法に関する議論を呼び起こすこととなり、各地方協会の会員に対して、協会での会合の際には保険料、合理的利益水準、割引率、市場割当に関する議論は行わないことを奨励する動機づけとなった^{54,55}。

(4) 中国に関するまとめ・考察

a. 保険協会の法的位置付け

重慶市事件以後においても、中国保険協会は各省、各市の保険協会に対して、中国

⁵³ 中国独禁法 50 条は「事業者が独占行為を実施し、他人に損失を与えた場合は、法に従い民事責任を負担する。」と規定する一方、最高人民法院は「民事案件事由規定」を4か月先行して実施させていたため、受理するだけの環境は整っていたと言える。

⁵⁴ Lester Ross WilmerHale, "Litigation Under China's Anti-Monopoly Law" CPI Antitrust Journal November 2010 (1), Competition/Policy/International, Inc. 3-4 頁
(https://www.wilmerhale.com/uploadedFiles/WilmerHale_Shared_Content/Files/Editorial/Publication/Litigation_Under_Chinas_Anti_Monopoly_Law.pdf 2015年7月7日確認)

⁵⁵ しかし実際には、浙江省自動車保険料率カルテル事件、湖南省4市保険協会事件のように、保険協会を舞台にした独禁法違反事件は続発している。その点、重慶市保険協会保険料カルテル事件は保険協会における従来の慣行に問題があることを認識させる契機とはなったが、中国全土への徹底には至らなかった。

独禁法に抵触するような活動は行わないように要請する文書を送付している⁵⁶。また、保険業界の監督当局である保監会も、独禁法遵守や競争秩序の維持を求める文書を保険協会に送付したり⁵⁷、当局自らセミナーを開催⁵⁸するなどして対応してきているところである。それにもかかわらず、なぜ各地で独禁法違反事件は繰り返し発生するのか。

一つの考察として、保険協会に法律上、比較的強い権限の付与されていることが協定覚書を締結させるような素地になっていると考えられる。保険会社は保険協会に加入義務があるため（中国保険法 182 条）、保険協会は法的裏付けをもつ団体となり、会員保険会社への立場は強くなる。このような力関係のもと、保険協会は、保険会社との間で協定覚書（自律公約）を締結することで、中国独禁法が保険協会に求める業界の自律強化、競争指導、競争秩序維持（中国独禁法 11 条）の徹底を果たしてきた。しかし、ここで問題となるのは、保険協会が独禁法違反に問われないようにしながら、独禁法が保険協会に求める業界の自律強化や秩序維持をどのように達成すればよいのか、ということであろう。

上記事件ではいずれも、保険料の割引率を一定に揃えたことが認定されており、いくら業界の自律強化や競争秩序の維持に資することであっても、競争制限的な独占的協定は認められない、独占的行為に従事するための方便に使用してはならないと判断されたことになる。浙江省事件、湖南省婁底市事件、湖南省 4 市事件のいずれにおいても、制裁金の額は、保険会社よりも保険協会に対してより多く科されていることから、保険協会に対する責任負担を強く求めていると言える。

b. 独禁法 13 条と 16 条の重複適用

中国各地で摘発された保険協会の関与したカルテル事件について、中国独禁法の適用法条と執行当局を整理すると下記図表 5 のとおりとなる。湖南省婁底市事件は公表文書から適用法条が明らかではないこと、また重慶市事件は民事事件のため、この 2 つの事件を除外して以下に考察する。

浙江省事件および湖南省 4 市事件ともに、13 条（割引率や市場分割という競争事業者同士の水平的独占協定）と 16 条（事業者団体の禁止行為）が適用されていること

⁵⁶ 2010 年 12 月 29 日、発改委から発出された「反価格独占規定」と「反価格独占規定行政執行法手続規定」を受け、中国保険協会は 2011 年 1 月 19 日、各州、各市の地方保険協会に対して、これら規定の遵守を要請する文書を送付している。

(http://www.sdpc.gov.cn/fzgggz/jgdyfld/fjgld/201402/t20140228_588567.html (2015 年 6 月 30 日確認))

⁵⁷ ○保監会「自動車保険業界の自主規制と価格協定」（2009 年 9 月 23 日）

(<http://www.circ.gov.cn/web/site0/tab5267/info261484.htm> (2015 年 7 月 7 日確認))

○保監会煙台支局「保険市場の競争秩序指定通知」（2014 年 2 月 27 日）

(<http://shandong.circ.gov.cn/tabid/4808/InfoID/3905264/Default.aspx?type=Apply> 2015 年 6 月 30 日確認)

⁵⁸ 江蘇省保険監督管理局および江蘇保険協会による反価格独占協定セミナーの開催（2014 年 6 月 20 日）

(<http://www.circ.gov.cn/jiangsu/tabid/1423/InfoID/3918898/frtid/1382/Default.aspx> 2015 年 7 月 7 日確認)

から、独占的協定（13条）に従事するよう保険協会が保険会社を組織した（16条違反）と認定されている。16条の適用は13条による独占的協定の締結のあることが前提である。

上記の法条適用状況をわが国独禁法と比較法的に引き直して検討する。中国独禁法13条はわが国独禁法3条後段の「不当な取引制限の禁止」に、中国独禁法16条はまったく同じではないが、わが国独禁法8条の「事業者団体の禁止行為」に、それぞれ相当するものである。わが国の独禁法執行実務では、カルテルという不当取引制限性の強い事件に事業者団体が関与している場合であっても、8条（事業者団体）ではなく3条後段（事業者）の優先適用という慣行がある⁵⁹。中国浙江省事件では、中国独禁法13条（事業者）だけではなく、16条（事業者団体）をも対象として重複適用⁶⁰されており、このことは我が国と中国との対比的な特徴である。事業者団体も、事業者と並ぶ違反行為主体と位置づけられることからすると、むしろ中国の方が競争法違反事例に対して理論的な法執行を行っているとも言える。

図表 5 中国における保険業独禁法違反事件の適用法条と執行当局

| | 13条 (水平的協定) | 16条 (事業者団体禁止) | 執行当局 |
|----------|----------------|------------------|----------|
| 浙江省事件 | ○ | ○ | 発展改革委員会 |
| 湖南省婁底市事件 | 不明 | 不明 | 発展改革委員会 |
| 湖南省4市事件 | ○ | ○ | 工商行政管理局 |
| 重慶市事件 | ○ | × | (民事事件扱い) |

(出典：各種資料をもとに作成)

4. ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ（刷新）政策が打ち出され、それまでの典型的な社会主義的計画経済から転じて市場経済化が進行してきている。2013年から2014年にかけて、GDP成長率は5.4%⁶¹だったのに対して、同国損害保険市場の成長率は10.8%⁶²と、GDPの2倍の成長を遂げている。このような高成長の背景には、WTO加盟による外資系保険会社の参入、中産階級人口の増加、保険認知度の向上、自賠償保険の義務化などがある。

⁵⁹ 元詰種子価格協定事件東京高裁判決（平成20年）では、「実質的に8条所定の行為と3条後段所定の行為とが並存する時には3条後段を優先的に適用する。」と判示され、カルテルが事業者団体による8条1号違反行為であっても、事業者による不当な取引制限に該当すると認定される行為については3条後段を優先適用する実務となっている。

⁶⁰ 村上政博『国際標準の競争法へー独占禁止法の最前線ー』（弘文堂・2013）195頁は、わが国独禁法の3条後段と8条の関係について、中国独禁法執行実務と同じ立場の「並存説、同時適用説が正しい」と述べており、この点だけからすれば、中国独禁法執行実務の方が先を行っていると言える。

⁶¹ IMF・World Economic Outlook Databases（2015年4月版）による。

⁶² Swiss Re "sigma" No 4/2015 42頁による。

法制面に関しては、保険業法が 2001 年から、競争法が 2005 年から、施行されている。2007 年からの WTO 参加により、さらに市場経済化を加速させると、国内法制整合作業の一環として、保険業法を 2010 年に改正するも、競争法は 2004 年制定時のままとされており、その法改正が待たれている⁶³。

WTO 加盟前後と機を一にして 2000 年代後半以降は保険会社の新規設立が相次ぎ、損害保険の収入保険料規模と比してかなり多くの損害保険会社が営業を行ってきている。市場規模と比較して市場参加者の数が増えると生まれやすいのが過当競争である。実際、ベトナムの各損害保険会社は適正な水準を下回った料率での引受けや手数料の払過ぎ^{64,65}など過当な競争を展開⁶⁶しており、日本から進出している現地法人を含む損害保険会社の収益に悪影響を及ぼしている。こうした市場環境下で起こったのが後述する損害保険会社による 2 つのカルテル事件である。

(1) 競争法制

a. 法律（ベトナム競争法）

ベトナム競争法⁶⁷は 2004 年 12 月にベトナム国民会議で採択された後、2005 年 7 月から施行されている。

中心となっている規定は 2 章の競争制限行為であり、この中で 3 つの主要な行為として競争制限協定（8 条）、支配的地位の濫用（11 条）および経済集中（16 条）が規定されている。これら実体規定の他に不公正競争行為（39 条）がある。

8 条の競争制限協定では行為類型として、①価格カルテル、②供給先・供給元の制限、③生産・販売数量の制限、④技術開発・投資の制限、⑤抱き合わせ販売協定、⑥新規参入阻害の協定、⑦競争者排除の協定、⑧入札談合が列挙されている。これらのうち、⑥～⑧の行為類型はその行為の外形が該当すれば直ちに違法となる、いわゆる

⁶³ WTO 参加対応による改正の他、競争法施行 5 年後に、競争法執行機関が新法の執行経験にかかわる概括的な評価書を取りまとめ、所管大臣および司法大臣あてに提出することが義務付けられいたところ、同法改正の必要性に言及した評価書が 2010 年にベトナム競争庁（VCA）から商業大臣および司法大臣あてに提出され、法改正の検討が進んでいる状況にある。ベトナム競争法執行機関が検討している法改正の具体的方向性について詳しくは、五十嵐収「ベトナムにおける競争政策の動き」『公正取引』No732（公正取引協会、2011.10）47-51 頁を参照。

⁶⁴ "Insurance firm finds potential in old cars" Viet Nam News, 2013.8.12 オンライン記事
(<http://vietnamnews.vn/economy/243371/insurance-firm-finds-potential-in-old-cars.html>) 2015 年 7 月 7 日確認

⁶⁵ 損害保険事業総合研究所と日本損害保険協会が共催した 2015 年度 ISJ 上級コースにベトナムから参加したホン・ブイ氏（リバティエー保険社営業部主席オフィサー）は、同国損害保険市場の課題として「保険料・代理店手数料の過剰な価格競争への対応」を挙げている。（「ISJ 上級コース参加者インタビュー」『保険毎日新聞』2015 年 6 月 18 日、5 面）

⁶⁶ グィエン ヴァン タイン「ベトナム生保市場への外資系生保の進出に関する考察」『生命保険論集』生命保険文化センター第 161 号 191 頁
(http://www.jili.or.jp/research/search/pdf/D_161_7.pdf) 2015 年 7 月 7 日確認

⁶⁷ Competition Law (27/2004/QH11) 次の URL 先のベトナム法務省ウェブサイトにて英文表記あり。
http://www.moj.gov.vn/vbpg/en/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=7327
(2015 年 7 月 7 日確認)

「当然違法」(*per se illegal*) に該当するのに対して、①～⑤の違反行為類型については行為者の合算市場シェアが 30%以上であることが要件⁶⁸とされる(9 条) 一方、技術の発達などによる費用削減や一般消費者の利益増進に資すること等を要件に適用除外の対象となりうるものが規定されており(10 条)、商業大臣による大幅で広範な裁量⁶⁹、⁷⁰の下、個別の適用除外認定の対象にもなっている(25 条 1 項)。

b. 法令細則

ベトナム競争法に関する法令細則として、2005 年政令 116 号⁷¹および 2014 年政令 71 号⁷²がある。

前者の 2005 年政令 116 号では、保険業に関する規定として、保険会社の市場占有率を決定する売上高の計算方法(11 条)、経済集中(寡占)には当たらないとされる、保険会社による他企業の買収の考え方(35 条)などが示されている。

c. 執行機関

ベトナム競争法の執行機関は 2 つあり、ともに商工省傘下のベトナム競争庁(Vietnam Competition Authority : VCA) とベトナム競争評議会(Vietnam Competition Council : VCC) である⁷³。競争制限行為については、VCA が審査を行った結果を VCC に報告し、VCC はこれを受け措置の決定を行う一方、不公正競争行為については VCA が審査と措置の決定の両方を行う(下記図表 6 参照)。

⁶⁸ 競争者のシェア・供給余力、取引相手の購買力の大きさ等の要因により、その市場における影響力が異なるため、対市場効果の要件として一律に合算市場シェア 30%以上としていることは適当でないとする指摘がある。

⁶⁹ 楠茂樹「アジア各国の競争法制と金融セクターへのかかわり」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』金融庁 2007 年 7 月 11 日 79 頁

<http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070711-1/02-6.pdf> (2015 年 7 月 7 日確認)

⁷⁰ 金子由芳「ベトナム」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』金融庁 2007 年 7 月 11 日 346-347 頁

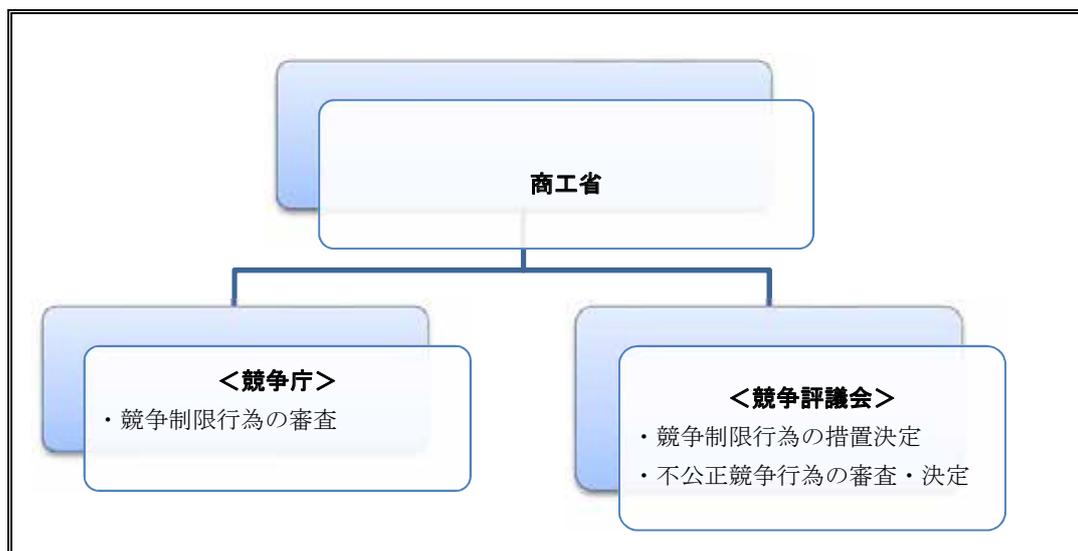
<http://www.fsa.go.jp/news/19/sonota/20070711-1/03-8.pdf> (2015 年 7 月 7 日確認)

⁷¹ Decree 116/2005/ND-CP (2005 年 9 月 15 日)。Decree は、法の施行細則を規定するために政府が制定する政令の意味。

⁷² Decree 71/2014/ND-CP (2014 年 7 月 21 日)。本政令は、競争分野の違反行為の取扱いにかかわる決定に一定の基準を与えてきた 2005 年政令 120 号 (Decree 120/2005/ND-CP) に取って代わった新政令である。2005 年旧政令の施行以降、新たに交付された各種法令との包括性や一貫性を確保することを目的に制定された。競争制限行為について、旧政令のもとでは違反行為者の総売上高の 10%を最高額とした制裁金が課されることとなっていたが、新政令では違反行為に係る商品やサービスの売上高に一定率を乗じた額を制裁金とする規定に改められている。

⁷³ わが国公正取引委員会が内閣府設置法 49 条に基づく内閣府の外局の委員会となっていて、経済産業省傘下の組織とはなっていない相違がある。

図表 6 ベトナム競争法執行機関の役割



(出典：各種資料をもとに作成)

(2) 保険法制

ベトナムにおける保険業に関する基本法として、保険業法⁷⁴がある。この保険業法は2000年12月に成立し、2001年4月から施行された。その後、本法律の内容を補足、修正した改正保険業法⁷⁵が2010年11月に成立し、2011年7月から施行され現在に至っている。

以下では、まず図表7でベトナム保険業法のうち、保険料率、共同行為、事業者団体に関する規定など競争法に関連すると考えられる条項を抽出してその内容を提示するとともに、併せて図表8でベトナム保険業法の法執行を具体的に担保するための政令、通達⁷⁶の中から同じく競争法制に関連する法令を一覧化した⁷⁷。これら図表に基づき、ベトナムの保険法制において競争法制がどのように取り扱われているのか、各条項別に分析を加えたいうえで見えていくこととする。

⁷⁴ LAW ON INSURANCE BUSINESS (24/2000/QH10 of December 9, 2000)

次の URL にベトナム財政省保険監督庁のウェブサイトに仮訳掲載あり。

<http://isa.mof.gov.vn/portal/page/portal/isa/96700198/99236682/99236715/129890978/129891145/129899632> (2015年7月7日確認)

⁷⁵ 61/2010/QH12 of November 24, 2010

⁷⁶ Circular と表記され、どのように政令を運営するかの細則や解釈の指針として各省が発布する。

⁷⁷ ベトナムの保険分野における政令および通達については、次のウェブサイトに掲載の Word ファイルで 8-11 頁に掲載がある。ファイル名は“IAP 2014 - Asia-Pacific Economic Cooperation”

http://www.apec.org/~media/Files/AboutUs/Action%20Plans/IAP/2014/IAP2014_VietNam.doc (2015年7月7日確認)

図表 7 競争法に関連すると考えられるベトナム保険業法の各種条項

| |
|---|
| <p>8条（強制保険）</p> <p>1項 強制保険とは、契約条件、保険料率、最低保険料が、保険団体を構成する組織や個人および保険会社の両方に強制されることが法律によって規定されている保険種目を意味する。 強制保険は、公共の利益と社会的安全に資する数種類の保険種目だけに適用されるものとする。</p> |
| <p>10条（保険事業の共同行為、競争および入札）</p> <p>1項 保険会社および保険仲介者は、再保険、共同保険、損害評価、保険金支払、損害予防、人材開発、保険商品開発、保険代理人への研修・管理、リスク・マネジメントのための情報共有について、共同行為に従事できる。</p> <p>2項 保険会社は、保険引受にかかわる責任・コスト・サービス品質に関する条件、範囲、程度、および保険引受の最大許容額と財政力に応じて競争することができる。 競争は、競争法規にしたがい、保険会社の金融上の安全が保証されなければならない。保険料率は、責任保険の条件、範囲、程度に応じたものでなければならない。</p> <p>3項 国有資本や国有財産、国有企業資産を使用する事業においては、保険会社の保険引受にかかわる責任・コスト・サービス品質に関する条件、範囲、程度、および保険引受の最大許容額と財政力に応じて、入札が行われなければならない。なお、この入札は本法律および入札法にしたがって、広く開示され透明性をもって行われなければならない。</p> <p>4項 次の行為は厳禁止とする。</p> <p>a) 保険市場や保険サービスを分割するような、保険会社間、または保険会社と保険購入者間との談合</p> <p>b) 保険会社選択時の不当な介入</p> <p>c) 保険業務に従事する組織や個人について、割当を行ったり、強要したり、妨害したりするような優越的地位の濫用</p> <p>d) 保険商品の内容、事業範囲、条件に関して、保険商品購入者の正当な権利や利益に害を及ぼす虚偽の情報提供や広告を行うこと、</p> <p>e) 保険会社の従業員や顧客、保険代理人または保険仲介者に対して妨害、教唆、賄賂または脅迫の手段により顧客獲得競争すること</p> <p>f) 不法な販売勧誘</p> <p>g) 保険商品の内容、事業範囲、条件に関して、保険商品購入者の正当な権利や利益に害を及ぼす虚偽の情報提供や広告を行うこと、</p> <p>e) 保険会社の従業員や顧客、保険代理人または保険仲介者に対して妨害、教唆、賄賂または脅迫の手段により顧客獲得競争すること</p> <p>f) 不法な販売勧誘</p> <p>g) その他、共同行為、競争および入札における不当行為</p> |
| <p>11条（専門職保険事業協会への加入権）</p> <p>保険会社、保険代理人、保険仲介者は、法による規定の下、保険市場の発展と構成者の正当な権利・利益を保護する目的で、専門職保険事業協会に加入できる。</p> |
| <p>120条（保険事業における政府管理の内容）</p> <p>保険事業における政府管理の内容には次のものが含まれるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3項 保険規制、条件、保険料率・手数料率指標について、発布、批准またはこれら実施の指針作り</p> <p>(略)</p> |
| <p>124条（保険事業における違反行為）</p> <p>保険事業における違反行為には次のものが含まれるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3項 不当な競争</p> <p>(略)</p> |

(出典：ベトナム政府ウェブサイト掲載の LUẬT KINH DOANH BẢO HIỂM (Law on Insurance Business) をもとに作成)

図表 8 ベトナム保険法制のうち競争法制に関する事項を含む政令・通達

| 法令内容 | コード |
|--|---|
| 2007年政令45号 (Decree 45/2007/ND-CP、2007年3月27日) | 保険業法の一部条項の施行細則 |
| 2009年政令41号 (Decree 41/2009/ND-CP、2009年5月5日) | 2003年政令118号 (Decree 118/2003/ND-CP ^(註)) の改定政令 |
| 2010年通達3号 (Circular 03/2010/TT-BTC、2010年1月12日) | 2009年政令41号 (Decree 41/2009/ND-CP) の施行指針を規定する財務省通達 |
| 2011年政令123号 (Decree 123/2011/ND-CP、2011年12月28日) | Decree 45/2007/ND-CP の一部修正・補足に関する政令 |
| 2012年通達124号 (Circular 124/2012/TT-BTC、2012年7月30日) | 保険業法の一部条項の施行細則に関する財務省通達 |

(注：保険事業分野における行政違反に対する罰則政令 (2003年10月13日)

(出典：ベトナム政府ウェブサイト掲載の各種政令、通達をもとに作成)

a. ベトナム保険業法 10 条

ベトナム保険業法は、保険業の事業運営において競争法上問題となりうる共同行為について、わが国保険業法とは異なり、競争法の適用除外を直接的に明示してはいない。しかし、2000年保険業法 10 条は「保険事業の共同行為および競争」を規定し、その 1 項で「保険会社、保険代理人および保険仲介業者は、保険事業の共同行為と適法な競争に従事できる。」と述べ、どのような行為が共同行為なのかを不明確にしたままではあったが、「適法な競争」として競争法に抵触しない行為なら、その共同行為を認めていた。

2010年改正保険業法では、この 10 条が大幅に修正、補足され、規定内容は 2000年保険業法当時の「保険事業の共同行為および競争」に「入札」が追加された。1 項は「保険会社および保険仲介業者は、再保険、共同保険、損害評価、保険金支払、損害予防、人材開発、保険商品開発、保険代理人への研修・管理、リスク・マネジメントのための情報共有について、共同行為に従事できる。」と具体性を持つ内容に書き換えられている。このことは、これら共同行為について間接的ながら、競争法の適用除外を明確に規定したものと読むことが自然であると解される。

また、ここで挙げられている共同行為のうち、「再保険」「損害評価」「保険金支払」は、わが国保険業法 101 条 2 項ロ、ハ、ニと通じる一方、「共同保険」はわが国保険業法 101 条 1 項と通じるものであり、いずれも保険業の事業運営の特殊性に由来した共同行為であり、危険の分散または平準化を図るための合理性が認められたものと言える。

他方、後半の「損害予防」「人材開発」「保険商品開発」「保険代理人への研修・管理」「リスク・マネジメントのための情報共有」については、これら共同行為を行うことによる競争制限的な効果よりも、共同行為当事者らのコスト削減や効率性の効果が見込まれ社会的に有益と見なしうる場合には競争法違反には問わないという考え方が

採用されていると考えられる。

b. ベトナム保険業法 11 条

本条は、わが国保険業法にはない、特徴的な条項である。すなわち、保険会社等による保険協会への加入を認めることを法律上規定している。前条で保険事業の共同行為を規定しているという条文の前後位置関係からして、この 11 条は 10 条を踏まえて、保険協会での合法的な共同行為を認め、保険市場の発展と構成者の権利・利益保護を図ろうという目的で置かれたものと考えられる。

このような条文構成のされ方は、わが国の「損害保険料率算出団体に関する法律」が独禁法の適用除外を置くことにより、基準料率の算出、会員への供用を通じて、損害保険業の健全な発達を図り、保険契約者等の利益を保護することを目的とすることと相当するものである。ごく大雑把に言えば、ベトナム保険業法 11 条はわが国料団法で述べられている会員の規定に関する役割を果たしていると考えられる。

なお、2007 年政令 45 号⁷⁸は、「ベトナム国は、ベトナム保険協会およびその他の社会専門職業機関が保険分野における自主規制機能的役割を増強することを促進させ、保険に関与するすべての組織・個人の利益に資する健全な競争を確保させるものとする。」(2 条 3 項) と述べ、法律本体の他に政令においても強調して保険協会等の果たす役割に期待しているような書き振りとなっている。

c. ベトナム保険業法 120 条

本条 3 項は、保険に関する規制、条件、保険料率、手数料率について、国家が管理することを述べており、保険業法の一部条項の施行細則に関する財務省通達⁷⁹41 条で最高代理店手数料率⁸⁰、54 条で最高ブローカー料率 15%が、それぞれ決められている。

d. ベトナム保険業法 124 条

本条は違反行為を規定しており、3 項で「不当な競争」をその対象の一つとしている。この不当な競争には、法 10 条で認められている共同行為以外の共同行為は当然に含まれてくるとともに、本法律に特に規定はされていないが競争法上「不当な競争」と問題視され得る行為がここで包括されると解される。

e. 2009 年政令 41 号

本政令は、2003 年政令 118 号⁸¹の改定政令である。規定内容が大幅に追加されると

⁷⁸ Decree 45/2007/ND-CP (2007 年 3 月 27 日)

⁷⁹ Circular 124/2012/TT-BTC (2012 年 7 月 30 日)

⁸⁰ もっとも高く手数料率が決められている保険種目は農業保険およびバイク所有者のための損害賠償責任保険で、その比率は 20%と法定されている。

⁸¹ Decree 118/2003/ND-CP (2003 年 10 月 13 日)

ともに、罰金額の引上げが行われている。例えば、2003年政令118号では、保険引受けにかかわる競争法令違反について、生命保険、損害保険の区別なく、ただ1,000万ドン～2,000万ドン（約5万7千円～約11万3千円）⁸²の罰金としていたものが、改正政令では保険種目とその行為を区別したうえ、詳細にその定義を置いている。

具体的には、2009年政令41号16条は保険引受にかかわる競争法令違反の処罰を内容としており、競争法上の不正競争などに対して5,000万ドン（28万3千円）、保険購入者に不利益を与える反競争的な保険契約があった場合などに7,000万ドン（約39万6千円）を課すことを規定している。

また、同17条で損害保険の共同行為など処罰の対象となる事項を、同18条で生命保険の不実表示や情報の不提供などの処罰の対象となる事項を、それぞれ述べている。

f. 2010年通達3号

2節において、本通達の上位法令に当たる2009年政令41号⁸³の17条で規定されている「共同行為」「優越的地位の濫用行為」の定義が置かれている。

g. 2011年政令123号

本政令26条は、保険会社がベトナム保険業法8条で規定されている強制保険を取り扱うに当たり、他の保険会社と競争を行う場合であっても、ベトナム財務省が規定する契約条件、最低保険料については遵守しなければならないことを規定している。

なお、本政令により、ベトナムが2007年にWTO加盟後に国内法制調和の観点から、外国保険会社支店への規制・免許付与およびWTOクロスボーダー取引に関する規制を定める他、国有企業による保険手配で一般競争入札を行うことなど、保険分野の法制手当が行われており、重要な政令となっている。

(3) 保険業への競争法執行状況について

2009年から2012年までの3年間で摘発された価格制限協定事件3件のうち2件が保険分野に関するものとなっており、ベトナム競争法執行当局の取締りの対象となった。

a. 自動車保険料率カルテル事件

本事件は、2005年のベトナム競争法施行以来初めて、競争制限協定に当たると認定された象徴的な事件である。ベトナム競争庁が発行した「ベトナム競争法評価報告書」⁸⁴の中で多角的視点から本事件に対する評価が行われ、今後のベトナム競争政策への

⁸² 2015年7月2日時点の為替レートに基づき、1ドン=0.005658円で換算。以下同様。

⁸³ Decree 41/2009/ND-CP（2009年5月5日）

⁸⁴ 本報告書は、わが国の国際協力機構（JICA）による技術支援活動の一環により、競争法執行における条文適用の困難さや問題点だけではなく、現行法規定の執行結果までを含めて評価することを目的に、ベ

改善に結び付けるべく分析が行われている。

(a) 事件の概要⁸⁵

2008年、ベトナム保険市場では、保険会社の市場規模に比して保険会社の数が多く、過当競争が展開されていた。同年9月、損害保険会社15社の社長がベトナム保険協会が開催した会合に出席し、同会合において自動車保険料率の引上げにかかわる協定書を締結し、その後4社も同協定に加わり、ベトナムに所在する損害保険会社25社中の19社⁸⁶が自動車の車両保険料率引上げにかかわる協定を締結した。このことがベトナム競争法8条1項（価格カルテル）⁸⁷に該当し、同法9条2項の規定⁸⁸に違反するとされた事案である。

カルテルについては、法9条2項により、行為者の市場シェアが30%以上であることが要件とされているところ、本件違反行為者の損害保険会社19社のベトナム全国における自動車保険市場の合算シェアは99.79%に上っていた。

ベトナム競争評議会はベトナム競争庁の審査結果に基づき、損害保険会社19社に対して、2009年における19社の総売上高合計額の0.025%⁸⁹に相当する合計17億ドン（約962万円）の罰金および事件審査費用1億ドン（約56万6千円）の支払いを命じる決定を行った（調査と取り扱い経過について、図表9参照）。

なお、本事件では、ベトナム保険協会に対してベトナム競争法上の法適用は行われていない。

トナム競争庁が2012年に発行したもの。次のURLより入手可能。

http://www.aseancompetition.org/files/documents/content/articles_publications/129-review-report-vietnam-competition-law_1379910496.pdf（2015年7月7日確認）

⁸⁵ 次の資料類を参照した。

○Nguyen Anh Tuan, “REVIEW OF COMPETITION LAW ENFORCEMENT IN VIETNAM Does substance or procedure count?” 10th & 11th December 2012

（<http://www.asiancompetitionforum.org/docman/8th-annual-asian-competition-law-conference-2012/powerpoints/14-16-nguyen-anh-tuan/file.html> 2015年7月7日確認）

○ベトナム競争評議会（Vietnam Competition Council : VCC）ウェブサイト掲載の事例紹介。

（<http://www.hoidongcanhtranh.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&id=99> 2015年7月7日確認）

⁸⁶ 摘発対象となった会社は、ベトナム最大手の Bao Viet 社、Petro Vietnam Insurance 社、Bao Minh 社、the Agriculture Bank Insurance 社の他、韓国系、台湾系およびフランス系の外資系保険会社であり、日系損害保険会社は含まれていなかった。

⁸⁷ 8条（競争制限的協定）1項「直接的であるか間接的であるかを問わず、物品又はサービスの価格を拘束する協定」

⁸⁸ 9条（禁止される競争制限的協定）2項「この法律の8条1項、2項、3項、4項および5項に規定した競争制限的協定は、協定を締結した事業者の関連市場における合計市場占有率が30パーセント以上になる場合、これを禁止する。」

⁸⁹ ベトナム競争法118条により罰金額は総売上高の10%以下と規定されており、この上限比率と比較してかなり低い比率が適用された。

図表 9 保険会社 19 社の価格協定事件における調査と取り扱いの経過

| 経過 | 調査・取り扱い | 執行機関 |
|-------------|----------------------------|-----------|
| 2008年11月18日 | 予備調査決定 | ベトナム競争庁 |
| 2008年11月28日 | 調査の公式決定 | ベトナム競争庁 |
| 2009年5月18日 | 調査期間延長の公式決定 | ベトナム競争庁 |
| 2009年7月18日 | 公式調査の終結 | ベトナム競争庁 |
| 2009年10月2日 | 調査に関する書類と結果のベトナム競争評議会への引継ぎ | ベトナム競争庁 |
| 2010年1月15日 | 補足調査書類の返却決定 | ベトナム競争評議会 |
| 2010年3月15日 | 補足調査の終結 | ベトナム競争庁 |
| 2010年7月12日 | 審理公開決定 | ベトナム競争評議会 |
| 2010年7月29日 | 競争法違反事件としての認定決定 | ベトナム競争評議会 |

(出典：Vietnam Competition Authority, “Review Report On Vietnam Competition Law”

(2012) 216 頁をもとに作成)

(b) 分析

本事件は、競争制限協定に関する摘発事件として厳格適用の第 1 号とはなったものの、罰金額についてはベトナム競争評議会による柔軟な運用⁹⁰でかなり低めの罰金で済んだことになる⁹¹。ベトナム競争評議会が 2010 年 7 月に競争法違反事件として決定をしたのに合わせ、ベトナム競争庁が発表したプレスリリースでは「今後は、競争制限的協定事案について、一層厳格に処分されることとなる。」とのコメントを公表し、カルテル行為に対する執行当局のその後の姿勢を明確化している。

このような摘発強化の流れの中で再度、保険業界に対する摘発が行われたのが次の事件である。

b. 学童向け保険に関する競争制限協定事件⁹²

学童向け保険の販売で激しい競争に見舞われていたカインホイア州において、2011 年 5 月、市場占有率が 99.81%を占める競合保険会社 12 社⁹³が学童向け保険について保険料率、割引率および補償範囲の内容を同一とする合意⁹⁴を行ったとされることにつき、上記 a.と同様に、競争法 8 条 1 項（価格カルテル）に該当し、同法 9 条 2 項の規定に違反の疑いが持たれた事件であった。カルテルに合意した保険会社は 3 か月後、

⁹⁰ 法運用の取扱基準を定めた 2005 年政令 120 号 (Decree 120/2005/ND-CP) 4 条 3 項および 4 項を適用している。

⁹¹ 遡及分析している「ベトナム競争法評価報告書」は、取扱基準どおりに罰金を科していたならば罰金額は巨額となり違反認定された損害保険会社を倒産させようのもので、これは世界の競争当局が目標とする競争維持に反することになると述べている。Vietnam Competition Authority, “Review Report On Vietnam Competition Law” (2012) 73 頁

⁹² ベトナム競争評議会 (Vietnam Competition Council : VCC) ウェブサイト掲載の事例紹介をもとに作成。(<http://www.hoidongcanhtranh.gov.vn/default.aspx?page=news&do=detail&id=100> 2015 年 7 月 7 日確認)

⁹³ Bao Minh 社など 12 社。

⁹⁴ 学童一人当たり年間保険料について、2010-2011 年は 6 万ドン (約 340 円) だったものが、協定により 8 万ドン (453 円) に引き上げられた。

自発的にそのカルテルを取り止めたとされている。

本事件はベトナム競争庁において審査が行われた後、規則にしたがってベトナム競争評議会に送付されたが、最終的には証拠不十分として事件解決を留保する決定が行われ、実質的には事件処理が打ち切られている⁹⁵。

(4) ベトナムに関するまとめ・考察

既に見たとおり、ベトナムの保険業法は、競争法の適用を除外させるような明示的な規定を置いていない。しかし、一方で、上記で見たとおり、保険業法 10 条や、2007 年政令 45 号⁹⁶ 条 3 項は、保険協会やこれに類する専門職業協会について法文上明確に規定して、積極的とも捉えうる機能・役割発揮を求めていると言える。このような法令内容となっているのは、ベトナム国がまだ発展途上の段階にあり、行政だけではなく民間の事業者協会に対しても保険業の発展の一翼を担わせようとする意図が法規定上から感じられる。

自動車保険料率カルテル事件は、上記のような法令規定となっている中、ベトナム保険協会における会合で行われた。カルテルの行われた自動車保険の車両保険料率は、ベトナム財務省の算出対象となっていないので、保険業法 10 条 2 項に基づき、適正な料率競争が行われるべきところ、競争法 8 条の価格制限協定が行われたと整理する。法令が事業者協会について敢えて規定して積極的な役割を求めると一方で、そこで行われた競争法上の違法行為に対しては厳格に法執行を適用した法執行から、ベトナム競争法執行当局の政策執行意図は明確と考えられる。

5. おわりに

中国およびベトナムという、競争法施行からまだ 10 年にも満たない国について、保険法制との交錯部分に焦点を当てつつ、わが国法制との若干の比較検討も交え、両国の保険業で発生した競争法執行事例を取り上げその内容紹介や考察を行ってきた。

中国およびベトナムのいずれの国においても、競争法施行以来、奇しくも保険業が第 1 号の執行事例となっている。このことは、両国の事件例で共通していたように、新興国における事業者団体は政府からある程度、その業界の発展に資するための活動期待が寄せられ、それが法律上、事業者団体の役割として法律上明記されていることと無関係ではないと考えられる。発展途上にある新興国では、過当競争が共通して観察され、そのような市場環境を有する国の保険協会は、法律により求められる業界の自律強化や発展の役割を担う一方で、過当競争を調整しながら保険業の特殊性に起因して誘発されやすい業界利益確保のための行為を行う潜在性を併せ持っていると言える。

⁹⁵ Vietnam Competition Authority – Ministry Of Industry and Trade, “2013 ANNUAL REPORT” ([http://vca.gov.vn/uploads/file/2014/04_08/Annual%20Report\(1\).pdf](http://vca.gov.vn/uploads/file/2014/04_08/Annual%20Report(1).pdf) 2015 年 7 月 7 日確認)

⁹⁶ Decree 45/2007/ND-CP (保険業法の一部条項の施行細則) (2007 年 3 月 27 日)

世界的には、カルテル等の競争法違反行為の抑止という観点から、競争法の執行強化の図られていく⁹⁷ことがグローバルなすう勢となっている。公正取引委員会は本年3月、『わが国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～』⁹⁸と題する報告書を発行し、外国競争法コンプライアンスの取組を推進する必要性を訴えている⁹⁹。

新興国に進出して営業活動する保険会社にとって、競争法の恣意的運用や執行強化により、その摘発の対象となりうる競争法リスクは高まっている。進出に当たっては、現地の競争法制や、本稿で確認したような新興国の保険協会における事件例を認識のうえ、その競争法リスクに十分な注意を払う必要がある。

同じアジア新興国に分類されるフィリピンなど、これから競争法の本格施行を迎える国々¹⁰⁰においても、中国やベトナムと同様に、保険業が競争法適用第1号となる可能性は否定できず、アジア新興国の保険業における競争法制の執行状況を引き続き注視していくこととしたい¹⁰¹。

⁹⁷ 経済産業省「各国競争法の執行状況とコンプライアンス体制に関する報告書—国際的な競争法執行強化を踏まえた企業・事業者団体のカルテルに係る対応策—」2015年4月24日7頁

(<http://www.meti.go.jp/press/2015/04/20150424002/20150424002-2.pdf> 2015年7月7日確認)

⁹⁸ 次の URL から、報告書のダウンロード入手可能。

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h27/mar/150327_1.html (2015年7月7日確認)

⁹⁹ 前掲脚注報告書66頁

¹⁰⁰ ASEAN は2007年に作成された“ASEAN ECONOMIC COMMUNITY BLUEPRINT” (AEC ブループリント18頁)の中で、競争法について、ASEAN 経済共同体の域内において、競争制限的なプラクティスが行われないようにすることを目的に、2015年までに国家的な競争政策および競争法をそれぞれ自国において導入する努力を果たすことを約束している。現実にはフィリピンではまだ具体的な動きはない一方、ミャンマーでは2015年中に成立する見通しが立っている。

(<http://www.asean.org/archive/5187-10.pdf> 2015年7月7日確認)

¹⁰¹ なお、2015年7月21日、インドにおいて、同国ケララ州の発注する政府管掌健康保険の提供事業者選定にかかわる入札で、損害保険会社4社が入札談合を行ったとしてインド競争委員会から制裁金納付命令を受け、これに対する不服申立てを行う見通しとされているという報道があった。Asia Insurance Review, "India: Govt-owned insurers slapped with US\$105-mln fine" (21 Jul 2015)

<参考資料>

- ・ 射手矢好雄「中国独占禁止法の運用状況（2013年）」2013年12月6日第18回日中民商事法セミナー資料
- ・ 金子由芳「ベトナム」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』金融庁2007年7月11日
- ・ 姜姍「中国独占禁止法の概要」『公正取引』公正取引協会（No.688-2008.2）
- ・ 金融庁官民ラウンドテーブル国際展開作業部会「わが国企業・金融機関の国際展開の拡充にむけて」2013年5月13日
- ・ 清河雅孝=周喆「2009年の中国改正保険法」産大法学43巻3・4号（2010.2）
- ・ 金玲「二〇〇九年中国保険法改正について」関法第59巻第3・4合併号 孝忠延夫教授還暦記念論文集（平成21年12月）
- ・ グィエン ヴァン タイン「ベトナム生保市場への外資系生保の進出に関する考察」『生命保険論集』生命保険文化センター第161号
- ・ 楠茂樹「アジア各国の競争法制と金融セクターへのかかわり」『アジア金融セクターの規制緩和に関する法制度研究』金融庁2007年7月11日
- ・ 経済産業省「各国競争法の執行状況とコンプライアンス体制に関する報告書－国際的な競争法執行強化を踏まえた企業・事業者団体のカルテルに係る対応策－」2015年4月24日
- ・ 公正取引委員会「我が国企業における外国競争法コンプライアンスに関する取組状況について～グローバル・ルールとしての取組を目指して～」（平成27年3月27日）
- ・ 公正取引委員会競争政策研究センター「保険業における競争法の適用除外制度に関する比較法的研究－EU競争法との比較検討を中心として－」（2011年12月9日）
- ・ 公正取引委員会事務局『独占禁止法適用除外制度の現状と改善の方向』（大蔵省印刷局、平成3年）
- ・ 沙銀華「中国保険業自律公約の結成」国際商事法務 Vol.26, No.3（1998）
- ・ 損害保険事業総合研究所『アジア諸国における損害保険市場・諸制度の概要について（その2）』（2015.3）
- ・ 竹井直樹「保険事業と独占禁止法－そのたてつけと事業者団体規制序論－」損害保険研究第75巻第4号（損害保険事業総合研究所2014年2月）
- ・ 「中国、独禁法で外国企業に値下げ圧力－自動車からIT製品まで」THE WALL STREET JOURNAL 2014年8月5日
- ・ 中国日本商会『中国経済と日本企業2015年白書』（2015年6月）
- ・ 陳丹舟「中国独占禁止法と不公正な取引方法－立法経緯及び現状について」平成23年度外国競争法研究会第1回（2011年4月19日）
- ・ 「なぜ今、独禁法強化なのか 外資排除？ 民族企業保護？ 市場開放への先鞭？」日経ビジネス ONLINE 2014年9月10日
- ・ 日本保険学会「【平成23年度大会】シンポジウム報告要旨：一括」
- ・ 野村高志「中国独禁法に基づくカルテル規制の実務動向－業界団体によるカルテル対策を踏まえつつ－」中国ニューズレター 西村あさひ法律事務所（2012年8月）
- ・ 村上政博『国際標準の競争法へ－独占禁止法の最前線－』（弘文堂・2013）

- ・ EUROPEAN PARLIAMENT, “China: anti-trust probes targeting foreign firms” (October 2014)
- ・ "Insurance firm finds potential in old cars" Viet Nam News,2013.8.12
- ・ IMF, “World Economic Outlook” (April 2015)
- ・ 「ISJ 上級コース参加者インタビュー」『保険毎日新聞』2015年6月18日、5面
- ・ Lester Ross WilmerHale, "Litigation Under China's Anti-Monopoly Law" CPI Antitrust Journal November 2010 (1),Competition/Policy/International,Inc.
- ・ Nguyen Anh Tuan, “REVIEW OF COMPETITION LAW ENFORCEMENT IN VIETNAM Does substance or procedure count?” 10th & 11th December 2012
- ・ Swiss Re, “sigma” No 4/2015
- ・ United Nations, “World Population Prospects: The 2012 Revision” (June 2013)
- ・ Vietnam Competition Authority, “Review Report On Vietnam Competition Law” (2012)
- ・ Vietnam Competition Authority – Ministry Of Industry and Trade, “2013 ANNUAL REPORT”

<参考ウェブサイト>

- ・ 欧州議会 <http://europarl.europa.eu>
- ・ 金融庁 <http://www.fsa.go.jp>
- ・ 経済産業省 <http://www.meti.go.jp>
- ・ 公正取引委員会 <http://www.jftc.go.jp>
- ・ 国際協力機構 <http://www.jica.go.jp>
- ・ 国際連合 <http://www.un.org>
- ・ ジョーンズ・デイ法律事務所 <http://jonesday-tokyo.jp>
- ・ スイス・リー <http://www.swissre.com>
- ・ 生命保険文化センター <http://www.jili.or.jp/>
- ・ 中国国家発展改革委員会 <http://www.sdpc.gov.cn/>
- ・ 中国保険監督管理委員会 <http://www.circ.gov.cn>
- ・ 中国国家工商行政管理总局 <http://www.saic.gov.cn>
- ・ 西村あさひ法律事務所 <https://www.jurists.co.jp>
- ・ ニッセイ基礎研究所 <http://www.nli-research.co.jp/>
- ・ 日本保険学会 <http://www.js-is.org>
- ・ ベトナム競争庁 <http://vca.gov.vn>
- ・ ベトナム競争評議会 <http://hoidongcanhtranh.gov.vn>
- ・ ベトナム財務省 <http://mof.gov.vn>
- ・ IMF <http://www.imf.org>